

第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の変更について

1 趣旨

オオタカの生息状況が全国的には改善していることから、平成29年9月、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）が一部改正され、オオタカの国内希少野生動植物種指定が解除された。

それに伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）が一部改正され、オオタカの希少鳥獣の指定解除及び販売禁止鳥獣等の追加などが規定された。

さらに、一連の法令改正に伴い、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号。以下「基本指針」という。）が一部変更され、オオタカの販売許可証を交付する条件等について新たに記述された。

そのため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の規定により基本指針に即して定めるとされている第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を変更後の基本指針に即して一部変更しようとするものである。

2 計画の変更の概要（第4の8 販売禁止鳥獣等）

（1）販売禁止鳥獣等の販売許可の考え方

変更後の基本指針にならい、販売目的に係る法の根拠として「法第24条第1項又は」を書き加える。具体的には学術研究、養殖（繁殖）、博物館等による展示及びその他鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的が対象となる。

（2）販売禁止鳥獣等の販売許可の条件

オオタカの販売許可証を交付する条件を新たに記載する。具体的にはオオタカの販売する数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等を条件とする。

3 施行期日

平成30年9月下旬（予定）。

なお、計画の変更後は法の規定に基づき、遅滞なく公表するとともに環境大臣に報告する。